

○ 財務省告示第 217 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 6 年 7 月 18 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 23 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 24 回	4, 100, 000, 000 円	105. 25 円
〃	第 26 回	100, 000, 000 円	105. 95 円
〃	第 27 回	200, 000, 000 円	105. 40 円
〃	第 28 回	200, 000, 000 円	105. 05 円
〃	第 28 回	3, 000, 000, 000 円	105. 09 円
〃	第 29 回	1, 400, 000, 000 円	104. 85 円
〃	第 29 回	11, 000, 000, 000 円	104. 90 円
合計		20, 000, 000, 000 円	